

内閣参質二一九第一三号

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 木 原 稔

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事代金未払企業を二〇二七年国際園芸博覧会の「GX House サプライヤー」に認定していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事代金未払企業を二〇二七年国際園芸博覧会の「GX House サプライヤー」に認定していることに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「海外パビリオン建設工事」は、令和七年四月十三日から同年十月十三日まで開催された国際博覧会（以下「博覧会」という。）の参加国がその責任において委託事業者を選定し、委託事業者と受託事業者との間で、工期、金額、作業内容などの条件について合意した上で実施されたものであるため、個別の契約の問題については、一義的には当事者間で解決がなされるべきものであると考えている。その上で、政府としては、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会及び関係行政機関と一体となって、受託事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

二について

御指摘の「認定」については、公益社団法人二〇二七年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が「二〇二七年国際園芸博覧会 GX House サプライヤー」募集要項」に基づき審査を行ったも

のと承知しており、お尋ねの「認定することの是非」については、協会において適切に判断されるべきものであると考えている。

三について

お尋ねの「契約」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に協会と御指摘の「GX House サプライヤー」との間で締結される賃貸借契約についてのお尋ねであれば、協会において適切に判断されるべきものであると考えている。